

お申込みにあたっての注意点

- お申し込みにあたってはパンフレットに記載の契約内容・契約概要・注意喚起情報を必ずお読みください。
- 「加入申込書兼告知書」の記入は重要です。加入申込者ご本人がご記入ください。他の方に記入をお任せにならないでください。
- 申込日（告知日）現在の健康状態をありのままもれなくご記入ください。
- 告知に関する重要事項について、同時に加入されるご家族さま（配偶者・子ども）がいる場合には全員に内容を周知いただきますようお願いいたします。

〈大切なお知らせ〉

- 死亡保険金受取人の指定のない場合は、配偶者・子供・父母・祖父母・兄弟姉妹の順位で死亡保険金受取人となります。
- 子どもの死亡保険金受取人は、主たる被保険者（この申込書のご本人欄に記載された加入者）となります。
- 配偶者・子どもの死亡保険金は、主たる被保険者の加入金額を超えることはできません。
- 死亡保険金受取人が前回と相違するときは効力発生日より本申込書にご記入の受取人に変更します。死亡保険金受取人を効力発生日前に変更をご希望の場合は団体窓口にお申し出のうえ「死亡保険金受取人変更通知書」で別途お手続きください。
- 前年度ご加入の場合で申込区分および保険金額のご記入がない場合は継続としてお取扱いたします。
- 今年度保険金額をご指定いただいた場合、申込区分にかかわらずご指定の保険金額に変更いたします。
- 死亡保険金受取人を複数指定される場合は、すべての死亡保険金受取人の続柄を死亡保険金受取人名の横に併記願います。続柄については続柄欄に記載の数字にて指定してください。なお、続柄の記入が1つしかない場合はすべての死亡保険金受取人を同一の続柄としてお取扱いたします。

「ご本人控」は、加入申込内容と告知内容の控となります。必ず切り離しのうえ、大切に保管願います。薬粧連合ホームページから申込書を印刷されている場合は、コピーを控として保管ください。

【正しい告知をいただくために】

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障をしあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方などが無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
 - この保険への新たなご加入もしくは保険金額のお申込みにあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について所定の書面（「申込書兼告知書」等）で生命保険会社がおたずねすることを事実をありのままにもれなくその書面（「申込書兼告知書」等）にご記入いただきお知らせ（告知）ください。
1. 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）
 - ・現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
 - ・告知にあたり、生命保険会社の職員・団体事務担当者等が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導することはありません。
 2. 生命保険会社の職員等に口頭でお話いただいただけでは告知されたことにはなりません。
 - ・告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
 3. 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。
 4. 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。
 - ・パンフレットに記載の注意喚起情報「ご契約にあたっての重要事項 保険金等がお支払できない場合」をあわせてご確認ください。
 5. 保険金・給付金等のご請求の際、告知内容等を確認させていただくことがあります。
 - ・生命保険会社の職員または生命保険会社が委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師に対し、病状等について照会させていただくことがあります。

【告知について】

- 「医師の診察・検査・治療（指示・指導を含む）・薬の処方を受けたこと」には一過性の軽微な疾患は含みません。
- 「治療（指示・指導を含む）」とは医師の診察・検査をうけた結果再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等をうけることをいいます。
- 以下については告知の対象外となります。
 - (1) 入院のない場合・・・風邪、インフルエンザ、虫歯、歯の治療、花粉症、アレルギー性鼻炎
 - (2) 入院がなく完治した場合・・・四肢の捻挫・骨折
 - (3) 手術を受けて完治した場合・・・虫垂炎
- 「告知事項」に該当するか判断に迷われる場合は、当制度の団体窓口経由で生命保険会社にお申し出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には追加して告知いただくことが可能です。追加の告知（告知書の提出）が必要な場合は当制度の団体窓口経由で生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申し込みいただいた内容でお引受できなくなる場合があります。